

9. 労働法規

雇用契約について

雇用契約は、次の最低限の必須項目を記載し書面で締結しなければならない：勤務先、雇用開始日及び業務内容。

被雇用者は、契約に明記されていない限り、雇用契約締結後1ヶ月以内にその権利義務（有給休暇、給料と給料日、勤務時間、職務内容、契約終結期間、団体協約等）について書面で通知されなければならない。

雇用契約の終結

雇用契約終結は以下の方法がある：

- 双方の合意による終結 雇用契約は合意した日にちに終結する。
- 雇用契約の満期 有期雇用契約の場合。
- 試用期間中の終結
- 解雇予告
- 即時解雇

法律（労働法の英語版 http://www.mpsv.cz/files/clanky/3221/labour_code.pdf、52 項 a~c を参照）の定める理由により雇用者からの通知或いは相互合意により雇用関係が終了した場合、被雇用者は最低3ヶ月分の平均給料の退職金を受け取る権利がある。第52 項 d の定める理由に基づき雇用者から解雇予告より雇用関係が終了した場合、平均給料の最低12 倍の退職金を受け取る権利が認められる。

労働時間

- 労働時間は、週40時間以下
- 地下での労働に従事する者や三交代勤務或いは24時間営業の職場での勤務の場合は、週37.5時間、
- 二交代勤務の職場では週38.75時間、
- 18歳未満の労働者の労働時間は週40時間以下（1日8時間まで）、
- 雇用者は、当該の労働組合と協議の上、労働時間を決定する。週5日間で労働時間を編成するのが一般的。
- 労働時間は均等に編成されている場合、1シフトが9時間以内でなければならない。
- 雇用者は、労働時間を不均等に編成することが可能だが、1シフトが12時間以内でなければならない。例えば、季節変動や受注量に応じて労働時間を編成可能な労働時間制を導入できる。
被雇用者が連続6時間勤務した後、食事及び休息のできる30分以上の休憩時間（分割可）を雇用者が与えなければならない。18歳未満の被雇用者の場合、連続労働時間は4.5時間以下と定められている。食事・休憩時間は労働時間に含まれない。
- 雇用者は、シフトの終了した時点から次のシフトの開始まで24時間内で連続12時間以上の休憩時間があるようにシフト編成することが義務付けられている。18歳以上の被雇用者の場合、24時間内で休憩時間を連続8時間まで短縮できる。但し、不均等または24時間営業の職場の勤務であり、休憩時間を短縮した分、次回の休憩時間を延長することが前提となる。
- 雇用者は、被雇用者が各週連続35時間以上（18歳未満の場合48時間以上）の休憩時間を取れるように労働時間編成を行なう義務がある。18歳以上の被雇用者の場合は、24時間まで短縮可能。但し、休憩時間を短縮した分、次回の休憩時間を延長することが前提となる。
- 営業上可能である限り、雇用者は全従業員が一斉に1週間連続休暇（日曜日を含むように）を取るように計画する。
- 雇用者はフレックスタイム勤務を導入することにより、従業員が自分の労働時間をより臨機応変に調整出来るようにする傾向が見られ、重要な動機付けとなることが判明できであろう。
フレックスタイムは1日、1週間もしくは4週間単位のいずれとしても導入可能。

時間外労働

- 特別な場合に限り、雇用者は操業上の重大な理由により時間外労働を要求することが出来る。被雇用者に時間外労働を要求する場合、1週間に於いて8時間以下、年間150時間以下でなければならない。この時間外労働時間を越える場合は、特別な場合に限る。尚、被雇用者の合意が必要となる。合計残業時間は、連続26週間の平均として週8時間以内、また年間417時間以内でなければならない。

報酬

- 被雇用者は、時間外労働に対し通常の給料に加えて平均賃金の最低25%増しの残業手当を受ける権利がある。(または残業手当に替えて休暇でも可。)
- 祝祭日に出勤した場合、被雇用者は給料及び有給休暇の権利がある。(休日出勤1時間当たり1時間の休暇)。雇用者と被雇用者が合意した場合、休暇時間に替え、給料に加えて平均賃金の最低100%増しの手当が支払われる。
現在、チェコには祝祭日が12日間ある。(休日が土日に当たった場合、振替休日はない。)
- 土日出勤手当は、平均賃金の10%である。
- 夜間勤務手当及び危険作業手当は、平均賃金の10%である。
- 賃金額は、政令の規定する適切な最低賃金を下回ることが不可。現在の最低賃金は次の通り：週40時間労働の月額賃金は8,000 CZK (328 EUR) もしくは時給48.10 CZK (2 EUR)。(2011年の平均為替レートは、1 EUR=24.348 CZK)。賃金計算において、時間外労働、休日労働等の手当を含めない。

労働組合

- チェコは、労働組合結成と競争の自由を原則としている。企業内に労働組合を結成する義務はない。労働組合結成には3名以上の従業員が必要である。
- チェコにおける労働組合は、大規模なストライキやロックアウトの歴史がなく、社会的な役割しか果たしていないとみなされている。2010年の労働組合員数は435,939名であり、総雇用者数の10%であった。

労働組合員数は年々減少している。

チェコ・モラヴィア労働組合同盟加入組合員数

Year	1995	2000	2002	2005	2006	2007	2008	2009	2010
労組加入者数(退職者を含む)	2,292,300	1,025,800	829,993	610,000	569,000	539,000	511,488	469,510	435,939

出所:チェコ・モラヴィア労働組合同盟、1995-2011

まとめ

1. 労働時間	例外
基本労働時間週 40 時間以下	-- 週37.5 時間 = 地下労働、三交代勤務もしくは連続勤務
年間労働日数(時間) 253 (2,024)	-- 週38.75 時間 = 二交代勤務 -- 週40 時間 / 1日8 時間以下 = 18歳未満の被雇用者
2. 食事・休憩時間	
-- 6 時間経過後 - 30 分以上	-- 4.5 時間経過後 - 30 分以上 (18 歳未満の被雇用者)
-- 労働時間に含まれない。	
3. 時間外労働	
指示出来る。 年間 150 時間以内 週 8 時間以内 (平均で)	被雇用者の合意が必要 - 年間 150 時間以上 / 週 8 時間以下 の場合
時間外労働には、代休が含まれない。(時間外労働 1 時間当たり、代休 1 時間)	
4. 賃金	
-- 最低グロス賃金 = 48. 10 CZK / 時間、年間 8,000 CZK	
5. 法定最低手当	
-- 時間外労働 = 25%増し	-- 危険作業手当 = 10%増し
-- 午後からの勤務シフト = 規定なし	-- 土日出勤 = 10%増し
-- 夜勤手当 = 10%増し	-- 祝祭日 = 100%増し
報酬の項をご参照。	

* 出所：労働法 (No. 262/2006 Coll.)